

日中食品安全推進イニシアチブに関する 日本国厚生労働省と中華人民共和国国家質量監督検驗検疫総局との覚書

日本国厚生労働省(以下「MHLW」という。)及び中華人民共和国国家質量監督検驗検疫総局(以下「AQSIQ」という。)(以下「双方」という。)は、両国の国民の健康の保護及び食品安全水準の向上に資するため、食品、添加物、器具及び容器包装並びに乳幼児用おもちゃ(以下「食品等」という。)の安全分野において、交流及び協力を更に促進することを目的とし、また、この覚書に基づく協力が、双方の権限の範囲内で実行され、それが講じる食品等の安全確保措置を妨げるものではないことを確認し、以下のとおり一致した。

1. 双方は、食品等の安全に関し、WTO/SPS協定並びに両国の国内法令及び規則に従い、食品等の安全の分野における交流及び協力を強化するため、食品等の安全に関する協議及び協力の枠組みを構築する。また、双方は、共通の懸念事項である食品等の安全に関する課題について、適宜、情報交換及び協議を行い、科学的な、かつ、透明性及び一貫性のある措置をとる。
2. 双方は、食品等の安全に関し、本覚書に基づく協力の進捗に係る議論、評価、行動計画の策定等を目的として、閣僚級(副大臣等を含む。)会議を1年に1度、日本国又は中国で交互に開催する。本覚書の円滑な実施のため、双方の同意に基づき、実務者レベルの協議及び調査を実施し、双方の食品等の安全問題について情報交換及び協議を行う。

なお、閣僚級及び実務者レベルの協議、調査及び情報交換については、双方は、食品等の安全に係る自国の関係政府機関の参加に配慮するものとし、また、双方の同意に基づき、これらを電話会議に代えることができるものとする。

また、双方は、覚書の円滑な実施を確保するため、MHLWは食品安全部、AQSIQは輸出入食品安全局に連絡窓口を指定する。

3. 双方は、食品等の安全に関し、以下の情報を日本語又は中国語で交換する。

- (1) 関係法令、規則及び基準
 - (2) 輸出入に関する検査及び登録などの関係統計(輸入食品監視統計等)
 - (3) 監視(検査)の手法、方法及び技術
 - (4) 懸念される食品等の安全事項の管理措置
 - (5) 輸出入において食品等の安全上の問題が明らかとなった場合、当該問題の発生の事実:安全及び衛生上の問題の概要(健康被害の状況、病原性微生物、有毒・有害残留物等の原因)、商品概要(品名、商品名、原産地、製造者、包装上の記号、表示、原材料、製造年月日等)、商品の輸出入港及び輸出入年月日、商品(必要に応じ原材料を含む。)の流通状況、検査方法及び結果、証明書等
 - (6) 国内で食品等の安全上の問題が発生した場合、当該問題に係る発生原因及び再発防止措置等
 - (7) 衛生証明書、企業、施設の登録及び各種許認可手続
 - (8) その他双方が交換することにつき同意した情報
- 双方が保有しない、自国における関連情報については、相手側の要求に基づき、食品等の安全に係る自国の関係政府機関と連携し、他方に対して速やかに提供する。

4. 双方は、食品等の安全に関し、閣僚級会議において、本覚書に基づく協力の進捗に係る議論、評価並びに主要な懸念及び関心事項の解決のための行動計画を策定する。

双方は、自国において輸出產品の生産、製造、加工又は販売を行う者に対し、輸出相手国の衛生法規を遵守するよう指導し、輸入產品の輸入又は販売を行う者に対し、自国の衛生法規を遵守するよう指導する。

双方は、外交ルートを通じ相手国政府の同意を得た上で、相手国における関係施設への立入調査を必要に応じて行うことができる。なお、双方は、そのための必要な協力を提供する。

双方は、情報の共有を推進するため、必要に応じ相互に技術専門家を派遣し、シンポジウムを開催する。

情報の公表に当たっては、公表側の責任においてその正確性を確保する。

5. 双方は、食品等の安全に関し、輸出入貿易において個別の問題が発生した場合には、3. (5)に基づき、他方に対して当該問題発生の事実及び関連情報を速やかに提供し、その事実関係を速やかに公表する。これを受け、他方は調査を行い、その調査結果を遅延なく提供する。双方は、実務者レベルの協議及び調査を行い、当該問題に係る原因の究明及び再発防止の対策について評価を行い、当該問題の早期解決に向けて努力する。
6. 双方は、食品等の安全に関し、協議により別段の決定を行う場合を除くほか、本覚書に基づく活動を実施するための費用を日本側及び中国側がそれぞれ負担する。
7. 本覚書に基づく協力は、双方による署名が完了した日から実施に移される。本覚書に基づく協力は5年間継続するものとし、いずれか一方から、期限満了の60日前までに延長しないことを希望する旨の通報がない場合は、自動的に5年間延長する。ただし、いずれか一方が本覚書に基づく協力を期限満了前に終了することを希望する場合には、90日前に他の一方に通報することとする。本覚書の内容を変更又は補充することが必要な場合には、双方の書面による同意によりこれを行うことができる。
双方が2005年4月13日に署名した覚書に基づく協力は、本覚書への署名をもつて終了する。

本覚書は2010年5月31日に東京にて日本国厚生労働大臣及び中華人民共和国国家質量監督検驗検疫総局長によって署名された。日本語文及び中国語文を一式とし、二通は共に同等の価値を有する。

日本国 厚生労働大臣	中華人民共和国 国家質量監督検驗検疫総局長
---------------	--------------------------